

【理事長の選定手続き】

選定手続き	選定手続きの実施主体	第三者委員会の委員の属性
第三者委員会 および理事会での互選	東京信用保証協会	1) 弁護士、公認会計士等の国家資格を有する者 2) 中小企業振興等を目的とした公益団体の役職員 3) 中小企業金融等についての専門知識を有する者

令和 8 年 7 月 1 日
東京信用保証協会

東京信用保証協会理事長選任理由

東京信用保証協会の使命は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に把握することにより、企業の埋もれた信用力を発掘し、「信用保証」を通じた金融の円滑化に努めるとともに、企業が抱える諸課題の解決から成長戦略の立案・実施に至る多様なニーズに的確な対応をすることにより、中小企業の経営基盤強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することにある。

こうした組織にあって、当協会の理事長ポストに就く人物には、都内の経済や産業、および金融情勢に関する豊富な見識を有していること、特に中小企業金融に対する広範かつ高度な知見を有していること、金融機関や各種支援機関のほか、国および地方公共団体などとの連携、協議・調整を行うことができること、幅広い視野の下で各種施策を実行する推進力を有しながら、高い遵法意識も具備していることなどが求められる。

以上のような観点を考慮して、今般理事会の互選により、山本隆理事を理事長に選任したものである。

なお、理事選任に至る過程に関しては、下記手続きを経て、東京都知事が同氏を理事として任命（再任）したところである。

〔選任手続きについて〕

まず、東京信用保証協会が関係機関・団体等に推薦を求め、結果として1名の候補者の推薦があり、その候補者に関して第三者委員会にて審議した。

第三者委員会においては、候補者が東京都の都内産業や中小企業施策等に精通していることに加え、当協会理事長在任中における業務執行状況のほか、協会内外における調整能力やリーダーシップに基づく信用保証制度の運営全般に対する貢献などが幅広く確認・審査され、理事（再任）候補者として適任との結論を得たものである。

東京信用保証協会

【理事長就任に関する基本情報】

就任役員名	役職名	出身母体 又は現職	就任年月日	選定手続き の種類	選定手続き の実施主体	選定手続き の実施年月日	応募者数 又は候補者数
山本 隆	理事長	東京都	令和 8 年 7 月 1 日	第三者委員会	東京信用保証協会	令和 8 年 5 月 26 日	1 名